

記

1 農業委員会による下部農地の営農状況の把握の徹底

営農型太陽光発電は、通常、太陽光発電設備の設置が認められていない優良農地においても、下部農地における適切な営農の継続を条件に設置を認めているものであり、適切な営農が継続されていないものについては、許可条件違反として農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第51条の違反転用に対する処分の対象となります。

このため、農業委員会は、営農型太陽光発電の下部農地における営農状況について、適時把握し、不適切な事案については速やかに農地転用許可権者に報告する必要があります。

つきましては、農業委員会はガイドライン6(2)に基づき、農地パトロールや各農業委員等の日常的な活動の機会を捉えて、下部農地の営農状況の把握に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、現地確認を行った際には、当該農地の状況が分かる写真を撮影するなど、その状況が確認できる記録を残していただくことが望ましいと考えます。

2 農業委員会及び農地転用許可権者による指導について

農業委員会は、下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合は、農地転用許可権者に速やかに報告を行い、当該報告を受けた農地転用許可権者は農業委員会と連携して事業者への是正指導を行うこととなりますが、その際当該事業者に対し、再エネ特措法におけるFIT/FIP交付金の一時停止措置の適用があり得ることを伝えておくことが望ましいと考えます。

また、当該一時停止措置の適用については、農地転用許可権者による勧告以上の措置が行われている必要があることから、農地転用許可権者は、事業者が農業委員会及び農地転用許可権者による口頭指導に応じない場合は、これを惰性的に繰り返すことなく、書面による勧告を行っていただきますようお願いいたします。

なお、農地転用許可権者により勧告が行われない場合は、法第52条の4の規定により、農業委員会は農地転用許可権者に対して原状回復等の必要な措置を講ずべきことを要請することができますので、必要に応じて当該要請を検討してください。

3 担当部局間の情報共有の徹底

市町村、都道府県及び地方農政局等の再生可能エネルギー担当部局において、地域の住民からの通報等により、下部農地において営農が適切に継続されない等の不適切事案に係る情報を把握した場合には、速やかに当該行政機関内の農地転用担当部局に情報を共有いただき、情報を受けた農地転用担当部局は、管轄の農業委員会及び農地転用許可権者の間で情報共有が図られるよう対応をお願いします。

4 太陽光発電設備の無許可譲渡等の未然防止

営農型太陽光発電は、支柱部分の一時転用許可に当たり、ガイドライン2(3)に定める許可条件を付した上で行うものとしているところです。

他方で、近年、許可を受けた事業者が、事業計画変更等の手続を行うことなく設備を他の事業者に譲渡するなどの不適切な事案が散見されています。

必要な手続を行わずに譲渡することは、許可条件違反及び無断転用として法第51条に規定する違反転用に対する処分の対象となります。

これらは、事業者による法令遵守の意識が希薄であることが一つの要因と考えられますので、このような事態が生じないように、農地転用許可権者は、営農型太陽光発電の一時転用許可に際し、事業者に許可条件の内容やその遵守についての的確に理解いただくため、事業者に対して十分に説明を行っていただきますようお願いいたします。

以上